

■中間処理受入許可品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

■収集運搬許可品目：上記 8 品目 + 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、動植物性残さ、感染性廃棄物

※中間処理許可 8 品目以外の収集運搬品目は排出事業者様→契約先処分場まで運搬し適正に処分されます。

破 碎

木くず、廃プラスチック類は種類別に選別後、破砕機にて減容されリサイクルしやすい形状になり各分野で再生利用されています。



木くず破砕品

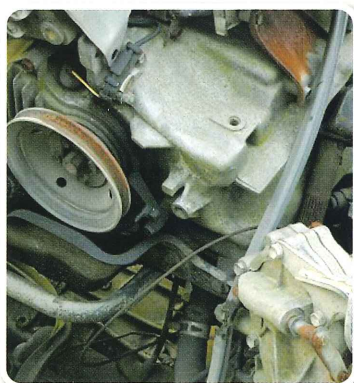


プラスチック破砕品



二 次 処 理 業 者 へ

選別された廃棄物は自社で再資源化するほか、提携先の処分場・再生工場へ送られ、資源化の処理をすることで安定化・無害化を図り、原料や製品へとリサイクルし、社会に還元されています。また、どうしても再資源化できないものについては最終処分場で適正に処分しています。



鉄



ダンボール



各種プラスチック製品

・安定型埋立・管理型埋立

その他…RDF(燃料)／路盤材／砕石

解体事業部

建物家屋解体はもちろん、ナカシゲは製造ラインや据付設備の解体搬去を得意としております。解体前の残置品の処理～解体後に生じる廃棄物の処理まで安心してお任せ下さい。

不動産事業部

居住用・店舗用・工場・倉庫・土地あらゆる土地建物の賃貸・売買の仲介をさせて頂きます。建物解体後の土地の売買、遊休地の土地活用のご相談も承ります。